

2019年2月4日  
全国港湾18発第57号  
港運同盟発18—第2号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信

### 事前協議制度違反に関する申し入れ

今般、産別協定、産別労使関係の根幹をなす、事前協議制度が無視されるという事態が発生しました。この間の若干の経緯については、過日(1月29日)、貴協会にも報告してきましたが、具体的には、沖縄県中城湾港と大分県中津港に臨時配船された本船「はくおう」が事前協議の申請もなく2月2日に中城湾港入港、強行荷役を行ったことです。この事態に至る直前まで、現地の港運労使は、当該船社や荷主に対し事前協議の申請を行ったうえで秩序ある港湾運送の維持ができるよう努力してきました。

このような事態を許すことは、事前協議制度を崩壊させることになると強く懸念するものです。したがって、このような暴挙に対し、現地の港湾労働組合で組織する沖縄地区港湾労働組合協議会(沖縄地区港湾)は、2月2日(土)10時から、中城湾港において抗議の視察行動を毅然且つ整然と行いました。

また、この行動を実施するにあたり、事前に港湾管理者に通知したところ、SOLAS条約を理由に、港湾労働者の行動に責任ある組合役員や港湾労働者の当該ふ頭内への立ち入りを制限されるという極めて不当な対応がありました。このこともまた、港湾労働組合として看過できないことです。

ついては、本件に関し、事前協議の一方の当事者として、次の措置を講じられるよう申し入れますので、事前協議制度の本旨に立って誠意ある対応を要請する次第です。

### 記

1. 事前協議制度を厳格に履行する立場から、本件のような事態を繰り返さないよう、関係者(船社・荷主等)に強く要請し、正しい運用・申請等への事前協議制度の徹底をはかること。
2. 港湾労働組合が所定の手続きを経て、秩序と社会的責任を自覚してふ頭内に立ち入ることを、SOLAS条約を盾に制限することは、条約の主旨をゆがめて港湾労働組合や港湾関係者の行動を抑制するものであり看過できません。港運事業者団体として、関係行政に対して、このようなことを繰り返さないよう申し入れ、必要な対策を講じること。

以 上

(写) 国土交通省港湾経済課、防衛省